

避難施設等・避難安全検証法

出題概要

- ・No8、9は、避難施設に関連する出題が多い

第5章 避難施設等

第1節 総則

- ・令116条の2(窓その他の開口部を有しない居室等)

第2節 廊下、避難階段及び出入口

- ・令117条(適用の範囲9)
- ・令118条(客席からの出口の戸)
- ・令119条(廊下の幅)
- ・令120条(直通階段の設置)
- ・令121条(2以上の直通階段を設ける場合)
- ・令121条の2(屋外階段の構造)
- ・令122条(避難階段の設置)
- ・令123条(避難階段及び特別避難階段の構造)
- ・令124条(物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅)
- ・令125条(屋外への出口)
- ・令126条(屋上広場等)

第3節 排煙設備

- ・令126条の2(設置)
- ・令126条の3(構造)

第4節 非常用の照明装置

- ・令126条の4（設置）
- ・令126条の5（構造）

第5節 非常用の進入口

- ・令126条の6（設置）
- ・令126条の7（構造）

第6節 敷地内の避難上及び消化上必要な通路等

- ・令127条（適用の範囲）
- ・令128条（敷地内の通路）
- ・令128条の2（大規模な木造等の建築物の敷地内における通路）
- ・令128条の3（地下街）

令128条の7（区画避難安全検証法）

令129条（階避難安全検証法）

令129条の2（全館避難安全検証法）

[No. 9] 避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 延べ面積 2,000 m²、地上 2 階建てのボーリング場の 2 階の居室から地上に通ずる屋内の廊下及び階段の部分には、非常用の照明装置を設けなければならない。

(非常用照明の設置)

令126条の4 1項三号 学校等は除外

2. 延べ面積 2,000 m² の病院において、床面積 100 m² 以内ごとに防火区画した部分については、排煙設備を設けなくてもよい。

(排煙の設置)

令126条の2 1項一号 除外規定

3. 地下街の各構えが接する地下道の幅員は、5 m 以上でなければならない。

(地下街)

令128の3 1項二号 地下道は幅5m以上、天井高さ3m以上

4. 建築物の高さ 31 m 以下の部分にある 3 階以上の各階において、道に面する外壁面に直径 1 m 以上の円が内接できる窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを、当該壁面の長さ 10 m 以内ごとに設けている場合には、非常用の進入口を設けなくてもよい。

(非常用進入口の設置)

令126条の6 二号 代用進入口 壁面の長さ10m以内 1mφ 75×1,200

[No. 9] 防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。

1. 屋内に設ける避難階段に通ずる出入口に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さない性能を有する防火戸で所定の構造であるものを設けた。

(避難階段の構造) 令123条1項六号 法2条九号の二 → 令109条の2(20分両面 防火設備)
令112条19項二号 遮煙性能

2. 延べ面積 1,500 m²、耐火建築物及び準耐火建築物以外の、木造、地上 2 階建ての美術館について、防火上有効な構造の防火壁に設ける開口部の幅及び高さを、それぞれ 2.5 mとし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造であるものを設けた。

(防火壁) 令113条1項四号 防火壁の開口部 特定防火設備 幅高さ 2.5m以下

3. 延べ面積 1,500 m² の体育館に、非常用の照明装置を設けなかった。

(非常用照明の設置)

令126条の4 1項三号 学校等等は除外

4. 主要構造部を準耐火構造とした建築物の地上部分の層間変形角を、1/150 以内となるようにした。

(準耐の層間変形角)

令109条の2の2 1項 1/150

〔No. 9〕防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1. 延べ面積 500 m²、平家建ての自動車車庫(自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないもの)において、当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料又はこれに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたものとしなければならない。

(内装制限 自動車車庫)

令128条の4 1項二号 → 令128条の5 2項 「準不燃」

2. 地上5階建ての共同住宅において、5階の住戸から地上に通ずる廊下及び階段が採光上有効に直接外気に開放されている場合、当該廊下及び階段に非常用の照明装置を設けなくてもよい。

(非常用照明の設置)

令126条の4 1項 ()書きにより 直接外気に開放された通路を除く

3. 地上20階建ての共同住宅の特別避難階段について、15階以上の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積(バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積)の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に8/100を乗じたものの合計以上としなければならない。

(特別避難階段の構造)

令132条3項十二号 法別表一1(1)、(2)は8/100
その他は1/100

4. 建築物の高さ31 m以下の部分にある3階以上の各階において、道又は道に通ずる幅員4 m以上の通路その他の空地に面する外壁面に、幅及び高さが、それぞれ、75 cm以上及び1.2 m以上の窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを当該壁面の長さ10 m以内ごとに設けている場合においては、非常用の進入口を設けなくてもよい。

(非常用進入口の設置)

令126条の6 二号 代用進入口 1mφ 75cm以上、1.2m以上
壁の長さ10m以内に設ける

[No. 8] 防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、避難階は地上1階とし、屋上広場はないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造としたバルコニーのない建築物において、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて全館避難安全検証法により確かめたので、特別避難階段の階段室には、その付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けることとした。

(検証 特別避難階段の構造)

令123条3項七号 令129条の2 1項 全館避難検証に入っていない

2. 主要構造部を耐火構造とした地上8階建て、延べ面積10,000m²の物品販売業を営む店舗において、最上階が階避難安全性能を有するものであることについて階避難安全検証法により確かめたので、最上階に、屋内と特別避難階段の階段室とを連絡するバルコニー及び付室のいずれも設けなかった。

(検証 特別避難階段の構造)

令123条3項一号 令129条 階避難検証なので設けなくても ok

3. 主要構造部を耐火構造とした地上5階建て、延べ面積5,000m²の事務所において、最上階が階避難安全性能を有するものであることについて階避難安全検証法により確かめたので、最上階に排煙設備を設けなかった。

(排煙設備の設置)

令126条の2、の3 令129条 階避難検証なので設けなくても ok

4. 各階を物品販売業を営む店舗の用途に供する地上4階建ての建築物(各階の床面積が600m²)において、各階における避難階段の幅の合計を3.6mとした。

(物販の避難階段の幅)

令124条1項一号 100m²につき60cm以上

[No. 9] 防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物の外部の仕上げに用いる準不燃材料は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間、燃焼せず、防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであって、避難上有害な煙又はガスを発生しないものでなければならない。

(準不燃性能)

令128条の2 一号：燃えない 二号：溶けない 三号：ガス出さない

2. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積 5,000 m²、地上 8 階建ての共同住宅の敷地内には、屋外に設ける避難階段から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が 1.5 m 以上の通路を設けなければならない。

(敷地内通路)

令128条 1.5 m 以上(階数3以下で200m²未満は0.9 m 以上)

3. 延べ面積 3,000 m²、地上 5 階建てのホテルの客室において、100 m² 以内ごとに耐火構造とした床、壁及び所定の防火設備で区画されている場合には、排煙設備を設けなくてもよい。

(排煙設備の設置)

令126条の2 一号 準耐火構造の床壁、防火設備で100m²以内に区画 除外

4. 防火地域内における建築物の屋上に設ける高さ 2 m の看板は、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。

(防火地域内の看板)

法64条 ① 屋上に設けるもの ② 高さ3m 超
は不燃材料で造る

[No. 9] 防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造とした地上2階建て展示場の避難階以外の階においては、主たる用途に供する居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離を、原則として、30m以下としなければならない。

(歩行距離 店舗)

令120条1項(表) 30m 2項 避難経路を準不燃で+10m

2. 延べ面積が2,000m²の病院において、床面積100m²以内内ごとに防火区画した部分については、排煙設備を設けなくてもよい。

(排煙設備の設置)

令126条の2 ()書きで 100m²区画で除外

3. 延べ面積が3,000m²、地上3階建てのスポーツの練習場には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。

(非常用照明の設置)

令126条の4 1項三号 学校等は除外

4. 各階を物品販売業を営む店舗の用途に供する地上3階建ての建築物(各階の床面積600m²)においては、各階における避難階段の幅の合計を3.0m以上としなければならない。

(物販の階段の幅)

令124条1項一号 100m²につき60cm